

## ◆ 生保の場合

### ○3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾 病 名	疾 痘 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 (ただし、上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基 本 分 類 コ ー ド
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、 (1)急性心筋梗塞 (2)再発性心筋梗塞	I21 I22
3. 脳卒中	脳血管疾患(I60-I69)のうち、 (1)くも膜下出血 (2)脳内出血 (3)脳梗塞	I60 I61 I63

## ◆ 共済の場合は上記と異なることがありますので、詳しくは「機構団信特約制度ご案内（共済版）をご覧ください。